

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 相互救済事業に係る平成元年度の経営状況(総務管財課)

新たに生じた土地の確認(地方課)

町の区域の変更(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良区の役員の就退任(〃)

県営土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除(二件)(造林課)

保安林の指定の解除予定(四件)(〃)

土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)

都市公園の供用の開始(〃)

発行行為に関する工事の完了(三件)(〃)

◇ 正 誤 平成元年六月鳥取県告示第六百五十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成元年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 平成元年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

#### 1. 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,220
加入戸数	898,093戸
共済契約金額	3,354,393,919,000円
共済分担金	724,973,570円
罹災戸数	493戸
災害共済金	275,920,788円
復興建築助成戸数	391戸
復興建築助成金	76,832,261円
防火・住宅施設改善助成会員数	179

防火・住宅施設改善助成金	39,892,400円
災害見舞戸数	785戸
災害見舞金	14,466,448円
2. 収支計算	

(1) 収入	共済分担金収入	724,973,570円
	会館収入	62,006,938円
	その他の収入	108,280,908円
	当期収入合計	895,261,416円
	前期繰越収支差額	155,578,020円
	収入合計	1,050,839,436円
(2) 支出	事業費	441,529,906円
	管理費	169,993,018円
	会館管理費	60,747,120円
	特定預金支出	180,578,020円
	その他の経費	68,873,016円
	当期支出合計	921,721,080円
	当期収支差額	(A)-(C) 26,459,664円
	次期繰越収支差額	(B)-(C) 129,118,356円

鳥取県告示第六百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成二年三月二十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
鳥取市港町一三、一三の二、一六の地先	四六、九七七・七八平方メートル

鳥取県告示第六百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、平成二年八月一日からその効力を生ずる。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名	同上の区域（平成二年三月二十日現在の地番による。）
港町	港町の全域
	港町一三、一三の二、一六の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六百四十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器（鳥取市に所在する計量器に限る。）

実施期間	平成二年十月一日から 平成三年三月三十日まで
実施場所	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成二年九月五日	午前十一時から 午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
平成二年九月六日	午前十時から 午後三時まで	〃	米子市住吉公民館
平成二年九月七日	〃	〃	米子市義方公民館

平成二年九月十日	午前十一時から 午後三時まで	〃	米子市就将公民館
平成二年九月十一日	午前十時から 午後三時まで	〃	米子市立図書館
平成二年九月十二日	〃	〃	米子市啓成公民館
平成二年九月二十日	午前十時から 午後二時まで	〃	米子市立図書館
平成二年十月一日	午前十時から 正午まで	鳥取市	鳥取市賀露公民館
〃	午後一時から 午後三時まで	〃	鳥取市湖山公民館
平成二年十月二日	午前十時から 午後三時まで	〃	鳥取市民体育館
平成二年十月三日	〃	〃	日本電信電話株式会社鳥取体育館
平成二年十月四日	〃	〃	〃
平成二年十月五日	〃	〃	〃
平成二年十月八日	〃	〃	中国電力株式会社鳥取支店
平成二年十月十七日	〃	〃	日本電信電話株式会社鳥取体育館

鳥取県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	柏尾 正志	西伯郡中山町高橋二七八
"	赤川 理一	殿河内三九九
"	福本 富雄	上市四五
"	坂根 一雄	下市四三
"	谷野 是清	岡五九〇
"	田中 宜久	中尾六九五
"	高見 忠昭	塩津五
"	渡辺 幸成	下甲四三四
"	福留 喜好	住吉四二八
"	山名 良三	五一七
"	島津 昭翁	退休寺一六八
"	大谷 千人也	中尾八八〇
監事	野間 護	殿河内四三〇
"	高橋 清巳	上市九八四

昭和六十三年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	松本 守章	西伯郡名和町大字東坪八三四
"	近藤 睦明	大字豊成九二五一
"	影山 宏明	大字門前九八八
"	美甘 和幸	一一三五
"	高虫 寛	大字茶畑一三一―二
"	徳永 幹	大字倉谷五九七
"	二宮 唯夫	大字豊成二五八一
"	山根 雅夫	大字東坪二四八七―三
"	権田 忠正	大字茶畑六五―三
"	清水 豊彦	大字古御堂一五四
"	森田 祥平	大字名和一一二―一
"	荒松 修	大字門前七九
監事	斎藤 駿一郎	大字豊成六一四
"	林原 繁康	一〇一九
"	金松 正雄	大字御来屋一五七

平成二年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	松本守章	西伯郡名和町大字東坪八三四
"	近藤睦明	大字豊成九二五一一
"	徳永幹	大字倉谷五九七一
"	二宮唯夫	大字豊成二五八一
"	山根雅夫	大字東坪二四八七―三
"	美甘和幸	大字門前一―三五
"	影山宏明	九八八
"	高虫寛	大字茶畑一三一―二
"	権田忠正	六五―三
"	清水豊彦	大字古御堂一五四
"	秋柄親雄	大字名和一五九
"	林原徹郎	大字門前八六
監事	斎藤騏一郎	大字高田六一四
"	林原繁康	大字豊成一〇一九
"	岡本孜	大字御来屋一五四―五

平成二年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第六百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業智頭地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年七月三十日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
智頭町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原町	土地改良総合整備事業（地域改善）中井二地区農業用排水	平成二年三月二十日
日南町	団体営ほ場整備事業佐木谷地区第一工区ほ場整備	平成二年三月二十七日
"	ほ場整備	"
"	ほ場整備	"
"	ほ場整備	"
"	宝谷地区ほ場整備	"
"	福万来地区区画整理	平成元年十二月二十八日
"	土地改良総合整備事業（水田小規模排水）立石地区ほ場整備	平成二年三月三十一日
"	地区再編農業構造改善事業日野上西地区河上工区ほ場整備	平成二年三月二十六日
"	矢戸工区ほ場整備	平成元年十二月二十八日
"	日野上西地区	"

鳥取県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡東伯町大字徳万字添水谷四三一の一四
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤碕町大字笹津字牧戸四八〇の一
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字上桑原一〇三三の一・一〇三四の一・一〇三  
四の二・一〇三五の一・大字八河谷字モツフチ山三九九・四〇〇の一・  
四〇〇の二・四〇一の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字市ノ原奥五六九の一・字中山五七九の五（以上二  
筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字猶原頭一七九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字市ノ原奥五六九の一・字中山五七九の五（以上二

筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市古市土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二年七月二十七日から平成六年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字土居ノ上及び字財ノ木の各一部並びに古市字



上前田、字屋敷及び字下前田の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市古市二三九

五 設立認可の年月日

平成二年七月二十七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地域内の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第六百五十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字宇野

三 区域

別紙図面のとおりとする。

四 供用開始の期日

平成二年七月二十九日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月八日 鳥取県指令受都計三一第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開八（第二工区分）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義

鳥取県告示第六百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月二十二日 鳥取県指令受倉土維第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字番付

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市見日町六八二

高力レディース株式会社

代表取締役 高力重儀

鳥取県告示第六百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月二十二日 鳥取県指令受倉土維第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市米田町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市米田町二一七

小林敏明

正 誤

平成元年六月鳥取県告示第六百五十二号（保安林の指定予定について）  
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 後ろから一 字奥菝野 字奥菝野

頁 段 三 上

誤 東伯郡羽合町大字宇野字西又二〇〇八の一・三朝町大字俵原字ド  
ンドノ谷八二の一・大字三徳字吉原四一一（以上三筆について次の

図に示す部分に限る。)

正 東伯郡羽合町大字野字西又二〇〇八の一、三朝町大字俵原字ド  
ンドノ谷八二の一、大字三徳字吉原四一一

誤 段 頁  
上 三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

正 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

誤 行 段 頁  
上 三  
十一

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4

指定施業要件を定めない森林の所在場所

字吉原四一一(次の図に示す部分に限る。)、四一一